

高年福祉課からのお知らせ

問い合わせ 高年福祉課 ☎38-2044

家族介護慰労事業

介護保険の「要介護4・5」に相当の在宅高齢者が、過去1年間、介護保険サービスを受けなかった場合、世帯全員が市民税非課税である家族介護者のかたに介護慰労金を支給します。支給額は、年額12万円です。

要介護認定者のかたの障害者控除の認定について

介護保険で「要介護1」以上に認定された65歳以上の高齢者のかたは、確定申告等の際に、障害者控除を受けることのできる認定書(障害者控除対象者認定書)を交付できる場合がありますので、高年福祉課へご相談ください。

■申請に必要なもの 申請者(障害者控除を受けるかた)の証明書(保険証等)、申請者の印鑑、要介護認定者のかたの証明書(保険証等)

おむつ代の医療費控除について

おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」にかえて、市が介護保険法に基づく要介護認定にかかる主治医意見書の内容を確認した書類を確定申告書に添付することで足りる場合があります。なお、意見書の記載内容によっては、市が書類を交付できない場合がありますので、事前に高年福祉課でご確認ください。

高齢者証明書の発行のご案内

満65歳以上のかたに、「高齢者証明書」を発行しています。この証明書を、公共施設・興行施設等で提示すれば、割引料金で利用できます。更新の必要はありません。
■申請に必要なもの 健康保険証など本人と確認できるもの タテ3.0cm×ヨコ2.5cmの最近の写真1枚 印鑑を持参し、本人が高年福祉課へ

はり・灸・あんま・マッサージ・指圧の施術料を助成

■対象 今年12月31日現在で70歳以上のかた(身体障害者手帳・療育手帳所持者は60歳以上) ■利用期間 9月1日～12月31日(4カ月) ■助成内容 1回に1,000円の助成(利用券を2枚) ■申し込み 印鑑および健康保険証など本人と確認できるものを持参し、10月31日(金)までに、高年福祉課またはラポルテ市民サービスコーナーへ

高齢者バス運賃助成事業のご案内

市では、70歳以上の市民のかたに、市内運行の阪急バスで利用できる「高齢者バス運賃割引証」を交付しています。ただし、4月以降すでに交付されたかたは除きます。
■対象 市民で満70歳以上のかた ■助成内容 所定の運賃の半額で乗車できます。「割引証」を乗務員にご提示の上、ご利用ください ■発行方法 本人を証する健康保険証等と印鑑を持って高年福祉課窓口へ ■有効期間 平成23年3月31日まで



六十歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者に対して、「高齢者生きがい活動支援通所事業」として、健康体操や陶芸・手芸・絵画など趣味活動等のサービスを提供します。
なお、生きがい対応型のデイサービスですので、入浴・食事サービス、送迎サービスはありません。
ご利用いただける施設・内容は、次のとおりです。また、ご利用に際しては、材料費等が実費となりますので、ご了承ください。

高齢者生きがい活動支援通所事業

(生きがい対応型デイサービス)

問い合わせ 社会福祉協議会 ☎37-7530

- 【利用いただける施設・内容】
 - 老人福祉会館 毎週木曜日・午後/手作り作品 体操ほか
 - 朝日ヶ丘ゆうゆう倶楽部 毎週月曜日・午後/手作り作品
 - 陽光町市営集会所 月一回金曜日・午後/フラウアー レンジメント、ゲームほか
 - 西山幼稚園 第四土曜日 午後/歌うた
 - 三条コミスク・会議室 第三水曜日 午後/お茶とお話の会
 - 浜風集会所 第三金曜日 午後/手作り作品
 - 若町集会所 不定期 午後/カラオケ 寄せ植え 気分
 - 上富川文化センター 不定期 午後/寄せ植え 講演ほか
- 【「敬老祝金」をお渡しします】
 - 「芦屋市敬老祝金対象者・金額」 いずれも、平成二十年一月一日から九月一日まで、継続して市内に在住しているかたが対象です。
 - 百歳 明治四十年九月三日より、四十二年九月一日生 までのかた/三万円
 - 九十歳 四十一年九月一日生までのかた/三万円
 - 八十八歳 大正八年九月三日より、九一年九月一日生までのかた/二万円
 - 九十九歳 明治四十二年九月三日

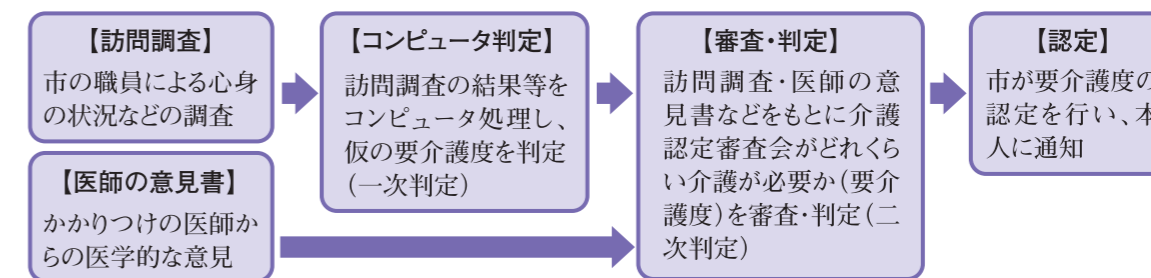
「敬老祝金」をお渡しします

問い合わせ 高年福祉課 ☎38-2044

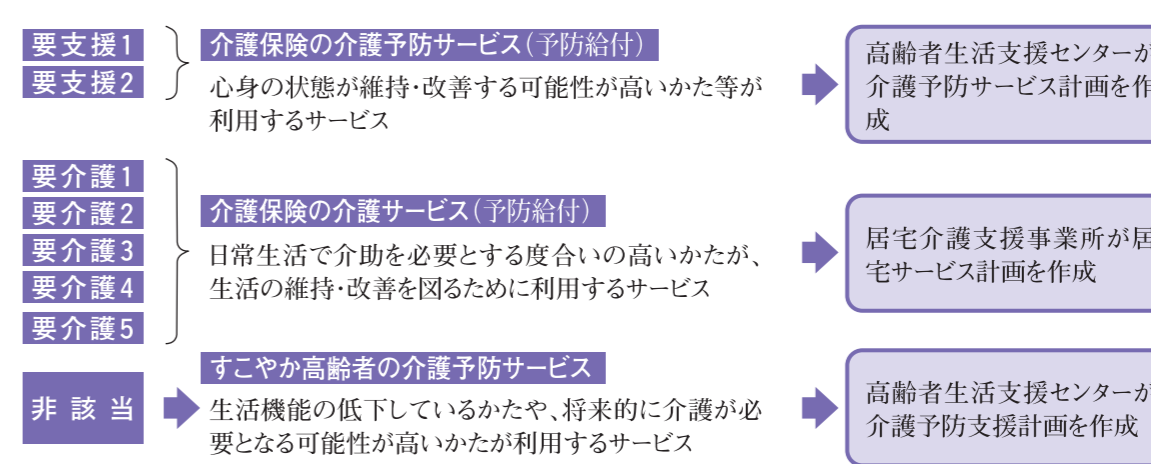
支援や介護が必要になったら…

問い合わせ 高年福祉課 介護保険担当 ☎38-2024

■要介護認定の流れ



■要介護状態区分に合わせたサービスが利用できます



あなたのまわりの高齢者生活支援センターへご相談ください。介護や支援が必要になったと感じたら、まず地域の高齢者生活支援センターへご相談ください。相談の結果、要介護認定を受けることになった場合、次のような流れとなります。

安心して、いきいきと暮らすために

～権利擁護に関する相談・事業をご存知ですか～

本市では、「芦屋市高齢者権利擁護委員会」を平成18年4月に設置し、高齢者虐待をはじめとする「高齢者の権利侵害」に対する対応の検討、ケース支援、高齢者虐待マニュアルの刊行を実施しています。平成19年度からは、権利擁護相談を実施し、弁護士等の相談を受け付けています。他にも日常生活にかかわるさまざまな問題について、次のような相談を行っています。

- 【法律相談①】
 - 日時 木曜日・午後1時～4時 ■内容 相続、借地・借家、金銭貸借などの日常生活上の法律問題 ■相談者 弁護士
 - 申し込み 電話予約。希望相談日の週の月曜日・午前9時からお困りです課(38-5401)へ
- 【法律相談②】
 - 日時 金曜日・午後1時～4時 ■内容 登記、多重債務整理など ■相談者 司法書士 ■申し込み 当日・午後0時45分～3時30分に、直接市役所南館地下1階受付へ ■お問い合わせ お困りです課(38-5401)
- 【福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)】
 - 判断能力に不安があるかたに、福祉サービスの利用のお手伝いや日常の金銭管理などの援助を行い、在宅で自立して地域生活を営めるように支援します。
 - 申し込み・問い合わせ 社会福祉協議会(32-7530)



老人クラブに参加しませんか？

本市には、現在51の地域(単位)老人クラブがあり、会員総数は約3,500人です。老人クラブ活動の基本理念は「会員個々の人に合わせた体力づくりや予防活動」「優しい心を持ってお互いに助け合い」「進んで地域社会に奉仕する」であり、各クラブそれぞれ地域の特色を持ち、楽しく活躍しています。また、市内のクラブは連帯し老人クラブ連合会を結成。全市の活動・演芸発表会・作品展覧会・グラウンドゴルフ大会、敬老行事のほか、各種クラブ活動も盛んです。60歳以上であればどなたでも加入できます。加入を希望されるかたは、最寄りの老人クラブへ直接申し込みください。

問い合わせ 老人クラブ連合会事務局 ☎32-7558(老人福祉会館内・岸田)

ゆうゆう倶楽部のご案内

ゆうゆう倶楽部とは、防音効果のある部屋で、教養・文化・趣味・世代間交流等の活動に無料で部屋を開放しています。申し込みは、各倶楽部へ。
■日時 毎日(12月29日～翌年1月3日を除く)午前9時～午後5時 ■対象 市内在住で、おおむね60歳以上の高齢者が中心のグループ
【潮見ゆうゆう倶楽部(潮見小学校体育館2階)】<定員・約20人>月・水・木・金曜日の午前9時30分～午後4時30分に、老人クラブ連合会事務局(32-7558)へ
【朝日ヶ丘ゆうゆう倶楽部(朝日ヶ丘小学校3階)】<定員・約40人>月曜日の午前10時～正午に、朝日ヶ丘コミュニティ・スクール(32-1123)へ

芦屋市敬老会

本年度も、古希・喜寿・米寿・百寿を迎えられた皆さんをお招きし、次のとおり「敬老会」を開催します。
■日時 9月13日(土)午後1時30分～3時30分 ■会場 ルナ・ホール ■内容 お祝いの式典と余興 ■対象 70歳(古希・昭和13年生まれ)/77歳(喜寿・昭和7年生まれ)/88歳(米寿・大正10年生まれ)/99歳(百寿・明治43年生まれ)のかた
対象のかたには、ご案内のはがきを8月下旬に郵送しました。

問い合わせ 高年福祉課 ☎38-2044

福祉月間に2文化施設へ無料招待

■日時&施設 9月15日(月・祝)美術博物館 9月14日～21日(16日は休館)谷崎潤一郎記念館(いずれも午前10時～午後5時・入館は、4時30分まで) ■対象 県内在住の65歳以上のかた
健康保険証等、年齢を証明できるものを、入館の際にご提示ください。

問い合わせ 美術博物館 ☎38-5432

高齢者スポーツ大会

元気に、気持ちのよい汗をかきましょう。高齢者の皆さんの、多数のご参加をお待ちしています。
<雨天中止>
■日時 10月5日(日) 午前10時～
■会場 川西運動場

問い合わせ 高年福祉課 ☎38-2044

認知症サポーター養成講座

認知症は、誰にも起こりうる脳の病気によるもので、そのさまざまな症状によって、家族が疲れきって共倒れしてしまうことも少なくありません。しかし周囲の理解と気遣い、支え合いがあれば、穏やかに暮らしていくことが可能です。
本市では、認知症の人を支えるため、周囲の1人ひとりに何ができるのかを考える機会として、認知症サポーター養成講座を開催しています。「サポーター養成講座」の参加を希望される団体・職場等のかたは、お近くの高齢者生活支援センター、または高年福祉課へお申し込みください。

問い合わせ 高年福祉課 ☎38-2044

“在宅生活”を支援します

■介護保険法に基づく事業
居宅介護支援(ケアプラン作成)/訪問介護/訪問看護/通所介護
■障害者自立支援法に基づく事業
居宅介護/重度訪問介護/移動支援
■市の受託事業および自主事業
福祉給食/ホームヘルプサービス/高齢者生活支援センター/訪問看護(医療保険制度)/紙おむつ給付・宅配サービスなど/高齢者住宅等安心確保事業(生活援助員派遣)/要介護認定調査/障がい者相談支援事業
■賛助会員募集 個人1口1,000円(年間)/団体1口10,000円(年間)

問い合わせ ハートフル福祉公社 ☎38-3122